

財務省告示第百二十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十七年度の初日から平成十八年二月二十八日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十八年三月三十一日

財務大臣 谷垣 禎一

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十七年度の初日から平成十八年二月二十八日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	三九・六五トン
三	六トン
四	二八、九三二トン
五	一、二九七トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
六一五トン	六七三トン	一三、一九トン	九二、五九四トン	三四、六二七トン	七七一トン	六三二、五 六トン	一、三四九、八二四トン	四、九三一、九七トン	五八、六七三トン	四、六七 トン	五、四一 トン	三九、五五二トン	・九五トン	・四二トン	一六トン

二九	一、四三三トン
二八	八トン
二七	一四、四三五トン
二六	二、八五トン
二五	トン
二四	二一トン
二三	五、六九三トン
三三	一六トン
三一	三四、七六五トン